

大崎上島海生体験交流協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、大崎上島海生体験交流協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、体験交流型観光を推進し、都市や中山間地域住民との交流を深めることにより、町の農林漁業・商工業の活性化及び民宿・旅館業等の振興に資する。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光業者はもとより地域住民や農林水産業者を担い手とする体験交流型の観光振興に関する事業。
- (2) 体験型教育旅行の誘致に関する事業
- (3) 都市や山間地域住民との交流の推進に関する事業。
- (4) 人材育成、研修会、講習会、営業活動及びコーディネート（手配、調整、精算及び情報発信）に関する事業（修学旅行に限定しない。）
- (5) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 協議会は、大崎上島町並びに第2条の目的に賛同する法人、団体及び個人をもって組織する。

(会 員)

第5条 この協議会に賛同し加入するものは、会員登録をしなければならない。

- 2 会員のうち、体験の担い手、民宿の受入農漁家等は、年1回以上の安全衛生講習会、研修会等を受講しなければならない。
- 3 会員は、協議会の事業に対し、可能な範囲で参加、協力する。
- 4 会員は、協議会から情報提供等を受けることができる。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員 若干名

- 2 会長は、運営委員の互選とする。
- 3 副会長及び監事は会長が運営委員の中から選任する。
- 4 運営委員は、法人、団体及び大崎上島町からそれぞれ推薦された者及び個人の中から会長の指名する者をもって充てる。
- 5 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 任期中に役員構成団体役職等の変更より欠員となった場合の交代者は、総会報告をもって代えることができるものとする。
- 7 役員が欠けた場合の補欠選任した者及び前項の交代者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、役員会の構成員となり、協議会の運営に当たる。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 議長は会長をもってあてる。
- 3 総会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業計画・報告に関する事。
 - (2) 収支予算・決算に関する事。
 - (3) 協議会規約の制定及び改廃に関する事。
 - (4) その他協議会の運営上重要な事項に関する事。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 総会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会の構成員は第6条第1項の役員とし、会議は会長が招集する。

- 2 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項。
 - (2) 総会から委任された事項。
 - (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項。
- 3 役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 役員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(オブザーバー)

第10条 協議会総会及び役員会は、審議のため必要があると認められる時は関係者に出席を求め、助言や意見を求めことができる。

(専決処分)

第11条 会長は、役員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会計)

第12条 協議会の経費は、寄附及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、会長の所属する団体に置く。

(残余財産の処分)

第14条 協議会の解散に伴う残余財産は、役員会及び総会においてそれぞれ出席者の4分の3以上の議決を得て、この協議会と同様の目的をもつ他の団体又は大崎上島町に寄附するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に決める。

附則

この規約は、平成23年8月29日から施行する。